

湯梨浜町行政改革実施計画
(集中改革プラン)

平成 23 年 4 月

鳥取県東伯郡湯梨浜町

1 集中改革プランについて

～ は じ め に ～

平成17年3月29日に総務省より通知された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、本町においても平成18年度から平成22年度までの5カ年を計画期間とする「湯梨浜町行政改革実施計画（集中改革プラン）」を策定し、事務事業等の改革に取り組んでまいりました。

この度、「湯梨浜町行政改革大綱」を基に、第二次湯梨浜町総合計画のキャッチフレーズ『げんき・いきいき・かがやきのまち』の実現に向けて、平成23年度から平成27年度までの5ヶ年を実施期間として、具体的な取り組事項を定めた第二次の「湯梨浜町行政改革実施計画（集中改革プラン）」を作成いたしました。

限られた資源(人、もの、財源)の中でも、最大限の住民サービスを提供し将来に希望の持てるまちづくりを実現するためには、行政としての仕事と住民として果たすべき役割を明確にしていく行政改革が必要であります。

町民と行政が一体となって知恵を結集し、連帯と協働を進めていくことによって、これからの地方分権時代にふさわしい自立した元気のある湯梨浜町を創造していくものと確信しているところであります。

本プランの実施にあたり、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 集中改革プランの目標

(1) 集中改革プランの期間

平成27年度までの5年間

(2) 集中改革プランの推進方法

平成27年度までの5年間に、項目にそって内容を全庁体制で取り組むこととし、数値目標を掲げられる内容は、その目標の達成を目指して行きます。

(3) 集中改革プランに定める重点項目

開かれた行政システムの確立

事務事業の見直し

組織・機構の見直し

定員管理及び給与の是正

(4) 集中改革プランの見直し

集中改革プランの期間中には見直しを行うこととし、その見直しにあたっては、湯梨浜町行政改革推進委員会などの意見・助言等をいただきながら行います。

(5) 集中改革プランの進行管理と公表

集中改革プランを確実に進めるために、総務課を事務局として効果的な進行管理を行います。

集中改革プランの進行状況を「湯梨浜町行政改革推進委員会」に報告して、推進に対する意見や助言をいただきます。

集中改革プランの進行状況は、ホームページや広報紙において、効率的に公表します。

3 具体的な取り組み

(1) 開かれた行政システムの確立

1. 情報公開と説明責任

(1) - 1 - 1 ホームページの充実

- ・各種申請書等様式のダウンロードサービスを実施します。
- 申請書・届出書等の様式をホームページに掲載します。

(1) - 1 - 2 TCCの活用

- ・高度情報化に伴い環境整備を実施してまいりました。今後はコンテンツ(情報サービスなど)の利用促進を推進します。

(1) - 1 - 3 広報紙の活用

- ・町報による情報提供を推進します。

(1) - 1 - 4 町政情報の提供

- ・地区での町民説明会・懇談会を開催します。
- ・防災情報等のメール配信を充実させていきます。

2. 情報活用能力の向上

(1) - 2 - 1 研修会・講習会の実施

- ・情報公開職員研修を実施します。
- ・個人情報セキュリティ委員会、推進委員会を毎年開催します。
- ・町民・職員へのコンピューター研修を引き続き実施します。

3. 透明性の推進

(1) - 3 - 1 監査制度の充実

- ・ 監査制度のより効率的な業務体制について、県中部地区で組織する「連携・共同事務検討協議会」の中で共同設置の可能性について検討を進めます。

4. 住民ニーズに対するシステムの形成

(1) - 4 - 1 町民への情報提供、意見募集の実施

- ・ 政策立案過程における町民の意見募集を実施します。
- ・ 接遇マナーや行政サービス等の総合品質を高め、住民満足度の向上を努めます。
- ・ 町民の声の情報公開を行います。
「町民の声」に対する対応等を町報等に掲載します。

(2) 事務事業の見直し

1. 事務事業の整理合理化

(2) - 1 - 1 祭り・イベント等の見直し

- ・ 祭りやイベント等の実施については、効率性や有効性を基に、類似事業、非効率な事業等の統廃合を検討します。

夏まつりは、一本化の方向で湯梨浜夏まつり実行委員会で協議を行ってまいりました。平成23年度からは、水郷祭とはわい温泉まつりを一本とし、泊夏まつりと2箇所で開催いたします。今後も簡素化に向けて協議を行ってまいります。

(2) - 1 - 2 下水道・上水道・簡易水道事業等の検討

- ・ 下水道料金は、受益に見合った使用料金の設定を検討します。
- ・ 上水道と簡易水道の町一括管理体系(統合)の推進について検討します。

(2) - 1 - 3 第3セクター・指定管理者等の見直し

- ・ 公共施設の管理運営について民間活力の導入等を検討します。
- ・ より効率的な管理運営を図るため、指定管理者協定の見直しを検討します。

組織統合

- ・ 平成19年4月 HCVとTCBを統合し、TCCを設立。
- ・ 平成22年4月 温泉ふれあい会館と東郷温泉龍鳳閣振興公社を統合し、(財)ゆりはま温泉公社を設立。

指定管理者制度導入施設

- ・ 平成18年9月 龍鳳閣、ゆ～たうん、東湖園、東郷デイサービスセンター、はわい温泉観光案内所
- ・ 平成19年4月 とまりグラウンドゴルフふる里公園
- ・ 平成22年4月 東郷運動公園、保健福祉センター

(2) - 1 - 4 公用車の一元管理

- ・公用車の更新基準・更新計画に基づき、低公害車導入を進めます。
一般車両は、平成18年5月1日69台を、平成22年12月31日49台へ削減しました。

(2) - 1 - 5 納付者の利便性の向上、諸証明の時間外受付の検討

- ・町税・使用料等の納付者の利便性向上を図る取り組みを検討します。(コンビニ収納等)
毎週水曜日、午後7時まで町民課の窓口業務を延長しています。

(2) - 1 - 6 事務事業の見直し

- ・事務用機器の集中管理により、引き続き効率化に努めます。
- ・既存の事務事業は、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなど見直しを行います。
- ・合併時からの未調整事項の検証とその解消を図ります。
地区公民館制度の在り方、夏祭りの実施方針など

2. 電子自治体の推進

(2) - 2 - 1 決裁システム導入の検討

- ・決裁システム導入について調査検討します。

3. 民間委託等の推進

(2) - 3 - 1 民間活力の有効活用

- ・施設の管理運営は、運営の効率化とサービス向上に留意し、民間委託等について検討します。

町立学校給食センターと泊小学校調理場の運営について検討します。

保育所等の管理運営について検討します。

国民宿舎水明荘、ハワイアロハホール等の管理運営について検討します。

町観光協会組織等の自主運営移行について検討します。

(2) - 3 - 2 文化・スポーツイベント等の運営見直し

- ・町が開催する文化・スポーツイベント等について、民間委託(NPO、ボランティア団体等含む)による運営を検討します。

4. 補助金等の整理合理化

(2) - 4 - 1 運営費補助金制度の見直し

- ・新規に交付する場合を含め、サンセット方式の導入等により、終期を設定するなど、補助金が既得化されないよう留意します。

(2) - 4 - 2 事業費補助金の効果検証

- ・事業の効果を検証し、その結果に基づいて、継続、廃止、拡充、削減を行います。
- ・特に団体補助金（町商工会、観光協会、旅館組合など）については、実施内容を検証し、事後評価を行ったうえで総合的に検討します。

5. 指定管理者制度の活用

(2) - 5 - 1 直営施設等の管理方法の検証

- ・直営施設の管理運営について、行政運営の効率化と町民サービスの向上等を図るため、行政責任の確保に留意し、NPO やボランティアとの連携を含め、町指定管理者制度導入基本方針に基づき、民間等への委託を推進します。

指定管理者制度の導入施設

平成18年度導入施設（平成18年9月～）

- ・ゆアシス東郷龍鳳閣
- ・温泉ふれあい会館ゆ～たうん
- ・老人福祉センター東湖園
- ・東郷デイサービスセンター
- ・はわい温泉・東郷温泉観光案内所

平成19年度導入施設（平成19年4月～）

- ・とまりグラウンドゴルフのふる里公園

平成22年度導入施設（平成22年4月～）

- ・東郷運動公園
- ・保健福祉センター

6. 財政の健全化

(2) - 6 - 1 健全な財政構造の維持

- ・厳しい財政状況が引き続き予想される中で、実質公債費比率の適正化と経常収支比率等の改善を図るなど、計画的な財政運営を行い、財政構造の健全化に向けた取組みを強化します。

本町の経常収支比率及び実質公債費比率の推移

年 度	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (%)
平成19年度	89.0	18.1
平成20年度	90.8	18.4
平成21年度	87.1	18.1

経常収支比率とは財政構造の弾力性を示す指標。比率が低いほうが独自の施策に使える財源が大きい。(H21の県平均は88.0%)

実質公債費比率とは町の会計が負担する地方債返済額が標準財政規模に占める割合を示し、実質的な借金返済負担の重さを表す指標。(H21の県平均は18.4%)

(2) - 6 - 2 適正な使用料・利用料・受益者負担金等の見直し

- ・公共施設の使用料や利用料、受益者負担金等については、受益と負担の均衡を図るため、施設の維持管理経費を考慮するとともに、民間の類似施設や他市町と比較する等見直しを検討します。
- ・増加する扶助費に対し、給付や受益者負担等のあり方を検討します。

(2) - 6 - 3 税等の徴収対策の強化

- ・自主財源の確保と町民負担の公平性の観点から、町税等の徴収率の向上を図るため、総合徴収体制の強化を図ります。

町税等滞納整理対策本部設置。(平成17年8月)

町税等滞納整理強化月間の設定(5月、8月、12月、3月)

債権管理研修会を実施し、職員の管理徴収能力向上を図ります。

利用料等悪質滞納者に係る支払訴訟を積極的に行うと共に、住宅に関しては明渡し訴訟を提起します。

- ・広域連合との滞納整理業務について関係を検討します。
広域連合の税務体制を強化し、現年、繰越を問わず委託できる体制を検討します。
県提唱の「地方税徴収一元化」に向け、関係機関と連携を強化します。

(2) - 6 - 4 未利用財産の払い下げ又は有効利用の方策の検討

- ・公有財産の有効活用を図ります。
貸付、民間等への処分なども含め、積極的な有効活用を図ります。

(2) - 6 - 5 医療費の抑制による個人負担の軽減

- ・健康づくりを進め、医療費の削減に取り組みます。

(2) - 6 - 6 バランスシートの作成と公表

- ・バランスシートを作成し公表します。

(3) 組織・機構の見直し

1. 柔軟性、即応性を持った組織・機構の構築

(3) - 1 - 1 課の統廃合及び組織のフラット化等の検討

- ・町民が主役のまちづくりを進めていくために、町民に分かりやすく、機動的・弾力的な運営が可能となるよう組織をつくります。
- ・町民に近い現場で、町民の視点に立ったサービスを迅速に提供することができるように、組織のフラット化を検討します。

機構改革の推移（課の設置数）

平成 16 年 10 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
23 課	23 課	18 課	14 課
平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
12 課	12 課	12 課	13 課

室・局を含む

(3) - 1 - 2 保育所等の統廃合の検討

- ・すべての子どもに等しく幼児教育と保育サービスの提供を推進します。
- 羽合地域に新たな幼保一体施設を開園します。（平成 24 年 4 月）
- 東郷地域の保育所・幼稚園の在り方検討委員会を設置し、統廃合を踏まえた幼保一体化施設整備を検討します。
- 保育所等の管理運営のあり方について、民営委託等も含め検討します。

町内保育所の状況

（平成 22 年 12 月末現在）

保育所名	定員	入所者数		保育士数		建築年
		H 1 8	H 2 2	職員	臨時	
橋津保育所	45	25	33	3	5	S56
浅津保育所	45	29	36	3	8	S50
田後保育所	120	110	123	6	14	S54
花見保育所	90	66	81	5	10	S50

東郷保育所	60	52	45	4	5	S52
あさひ保育所	100	87	58	5	4	H8
わかば保育所	60	45	34	3	4	H10
長瀬保育所	100	105	120	13	10	H12
太養保育園	45	36	33	8	6	S52
広域入所		87	71			
計	665	642	634	50	66	

(3) - 1 - 3 給食センターの統廃合等の検討

- ・施設の老朽化に伴う統廃合については、民間委託等も含め検討します。

学校給食センター等の状況

(平成22年12月1日現在)

施設名	対象	食数	調理員数(人)		建築年
			職員	臨時	
羽合学校給食センター	保育所 幼稚園 小学校 中学校	1,234	2	6.5	H7
東郷学校給食センター	小学校 中学校	558	2	3	S55
泊小学校(自校式)	小学校	199		2.5	S63
小計		1,991	4	12	

(3) - 1 - 4 消防団組織の再編の検討

- ・消防団組織の再編を検討します。

分団の再編成の検討

現行の泊2分団、東郷4分団、羽合4分団の組織のあり方・再編について検討します。

(3) - 1 - 5 公共施設のあり方検討

- ・中央公民館、図書館、体育館等の施設の統廃合を検討します。
- ・中学校の耐震化・大規模改修工事の検討と統廃合の検討を行います。
- ・利用団体等による管理運営・譲与を推進します。
- ・安全で人にやさしい公共施設の検討を行います。

存続施設を決定し、順次耐震補強工事・バリアフリー工事を施工します。

(3) - 1 - 6 学校教育、幼児教育、放課後児童クラブの充実

- ・学校教育、乳幼児保育教育、放課後児童クラブの充実、学力向上を推進します。

小学校・中学校の少人数学級を実施し学力の向上を図ります。

放課後児童クラブの時間を延長しています。

(平成18年11月6日から午後7時まで延長)

湯梨浜町内 各園児・児童・生徒数

(平成22年12月1日現在)

幼稚園		3歳児	4歳児	5歳児					計
松崎幼稚園	学級数	1	1	1					3
	人数	16	14	12					42
羽合幼稚園	学級数	1	1	2					4
	人数	18	24	27					69
計	学級数	2	2	3					7
	人数	34	38	39					111
小学校		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計
泊小学校	学級数	2	1	2	1	2	1	2	11
	人数	36	28	37	20	42	19	6	182
羽合小学校	学級数	4	3	3	3	3	3	4	23
	人数	93	92	92	76	87	97	14	537
東郷小学校	学級数	2	2	2	2	3	2	2	15
	人数	48	49	54	46	68	59	6	324
計	学級数	8	6	7	6	8	6	6	49
	人数	177	169	183	142	197	175		1,043

中 学 校		1 年	2 年	3 年	特別支援学級		計
北溟中学校	学級数	3	4	3	1		11
	人 数	98	111	104	5		313
東郷中学校	学級数	2	2	2	2		8
	人 数	57	61	63	4		181
計	学級数	5	6	5	8		24
	人 数	155	172	167			494

(3) - 1 - 7 福祉事務所の設置

- ・平成23年4月1日の福祉事務所設置に伴い、迅速な事務処理や地域の実態に即したきめ細やかな福祉サービスを提供します。

【主な業務】

- ・生活保護の認定給付、児童扶養手当の認定給付、特別障害者手当等の認定給付、母子自立支援員配置による母子福祉の充実、障がい者福祉サービス全般、高齢者福祉の窓口一般化など

2. 各種委員会等の見直し

(3) - 2 - 1 男女共同参画に基づく委員会等構成委員の検討

- ・各種委員会等の設置にあたり、構成委員を検討します。

平成21年4月に「湯梨浜町男女共同参画条例」を制定し、同年12月に男女共同参画審議会を設置しました。審議会では、事業成果の検証と男女共同参画プランを推進を図ります。

(4) 定員管理及び給与の適正化

1. 定員管理の適正化

(4) - 1 - 1 定員適正化計画策定

- ・平成 23 年 2 月に定員適正化計画を策定し実施します（5 年後の数値目標）。
新町まちづくり計画の 10 年後の目標数値を前倒し、平成 17 年度から 18 年度に退職勧奨制度を導入し、25 人の早期退職者を含め平成 22 年度までに平成 26 年 3 月末の目標である 17 パーセント（42 人）を大きく上回る 26 パーセントの 63 人の職員削減を行いました。今後は、各年齢層平準化を図ります。
- ・専門職の計画的配置を行います。
精神保健福祉士は広域的に民間に委託しました。（平成 18 年度実施）
管理栄養士を配置しました。（平成 20 年度実施）
水明荘支配人に任期付き職員採用制度を導入しました。（平成 22 年度実施）

総 職 員 数 の 推 移						
単位：人						
区 分	H16.10.1	H17.3 末	H18.3 末	H19.3 末	H20.3 末	H21.3 末
まちづくり 計 画	2 4 6	2 4 3	2 3 8	2 3 5	2 3 1	2 2 6
実 績	2 4 6	2 4 0	2 2 4	2 0 2	2 0 3	2 0 3
比 較	0	3	1 4	3 3	2 8	2 3

区 分	H22.3 末	H23.3 末	H24.3 末	H25.3 末	H26.3 末
まちづくり 計 画	2 1 9	2 1 8	2 1 3	2 1 1	2 0 4
実 績 (計画)	1 9 9	1 9 9	1 9 7 (計画)	1 9 6 (計画)	1 9 4 (計画)
比 較	2 0	1 9	1 6	1 5	1 0

(4) - 1 - 2 定員等の公表

- ・定員・給与等の公表を行います。
ホームページに継続的に公表します。

(4) - 1 - 3 女性管理職の登用、障害者雇用の拡大

- ・女性管理職の登用、障害者雇用の拡大を推進します。
管理職 3 1 名（男性 2 1 名、女性 1 0 名：3 2 % 平成 2 3 年 1 月 1 日現在）

2. 給与の適正化

(4) - 2 - 1 手当の見直し(勤勉手当の成績率運用、成績不良者の昇給延伸)

- ・公務能率評価制度の成績率、昇給等への反映を早期に導入します。(平成17年12月から試行)
評定者の継続的研修会を開催します。

(4) - 2 - 2 給与の適正化

- ・給与体系の見直しを行います。